
筑紫野市子ども条例 逐条解説

筑紫野市子ども条例は、平成23年4月1日から施行されます

目次

前文

第1章 総則（第1条 第4条）

- ・第1条 目的
- ・第2条 定義
- ・第3条 基本理念
- ・第4条 親等の責務及び役割

第2章 人間として大切な子どもの権利（第5条 第9条）

- ・第5条 子どもの大切な権利
- ・第6条 生きる権利
- ・第7条 育つ権利
- ・第8条 参加する権利
- ・第9条 守られる権利

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第10条 第16条）

- ・第10条 子ども施策の行動計画と推進
- ・第11条 子どもの権利に関する広報、学習及び研修
- ・第12条 子どもの参加
- ・第13条 居場所づくり及び地域の支援
- ・第14条 子育て支援
- ・第15条 育ち学ぶ施設の職員への支援
- ・第16条 虐待からの救済

第4章 子どもの権利侵害に関する相談、救済及び回復支援（第17条 第22条）

- ・第17条 子どもの権利救済委員の設置
- ・第18条 救済委員の職務
- ・第19条 救済委員の責務
- ・第20条 救済委員の解嘱
- ・第21条 救済委員に関する広報
- ・第22条 救済委員への協力

第5章 子どもの権利の保障状況の検証（第23条）

- ・第23条 子どもの権利の保障状況の検証

第6章 雑則（第24条）

- ・第24条 委任

附則

子ども条例についてよくある質問

【解説】

筑紫野市子ども条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが自分も他人も大切にし、いきいきと過ごすことができる住みよいまちをつくることを目指し、策定された条例です。

今日、児童虐待、いじめ、不登校や体罰など子どもの人権を侵害する多くの問題が生じています。また、薬物乱用の低年齢化、有害情報の氾濫や性の商品化といった問題など、子どもを取り巻く環境の悪化は、非常に深刻な状況となっています。

この子ども条例は、これらの子どもを取り巻く環境の悪化などの諸問題に対し、筑紫野市としてどのように対応していくのかその方針を明示すると共に、今の子どもに対し何が必要なのかについて、児童の権利に関する条約にあるような子どもの権利の尊重の観点から意識啓発を図ることにより、未来を担う子どもの生きる力を育み、子どもと大人が共につくる平和で暮らしやすい地域社会を形成することを目的としています。

この子ども条例の構成としては、概ね次のようになっています。

まず、前文において、子ども条例の骨格となる考え方などを説明。

第1章として、この条例の目的や基本理念について規定。

第2章として、子どもの権利の内容について規定。

第3章として、第2章で規定した子どもの権利を保障するための、子育て支援や子ども支援のための取り組みについて規定。

第4章として、子どもの権利が保障されなかった場合の救済の取り組みについて規定。

第5章として、この子ども条例が十分に機能しているか検証を行うことについて規定。

最後に第6章として、この条例に定めることの他は、別に規則で定めるとした委任について規定しています。

なお、この子ども条例は、平成22年3月30日に制定されたものですが、附則の規定により、1年間かけて事前の周知を行った上で、平成23年4月1日から施行するものとしております。

前文

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない存在です。

子どもには、人間として健やかに生きていくための当然の権利があります。

また、子どもたちは、筑紫野市を引き継ぎ、未来へとつないでいく役割を担う存在でもあります。

自立し、互いを尊重しあい、責任ある社会の一員となることができるように、子どもが成長・発達をしていくためには、子どもの最善の利益が保障されることによって、未来を切り開いていく生きる力を高めることが保障されなければなりません。

子どもは、子どもが持つ権利を学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分に関わることに参加することができるように支援されることで、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように他の人も大切にしなければならないことを学びます。そのことは、子どもが自分の育った市や地域に親しみを持つことになり、持続するまちづくりにもつながります。

大人は、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために子どもが直面することについて一緒に考え、適切な指導や助言を行う等子どもの個々の状況に応じた支援をしていかなければなりません。

虐待、いじめ、不登校等子どもを取り巻く多くの問題は、個人や家族の努力のみで解決することは非常に難しくなっています。子どもを支援する大人への支援も必要です。家庭や施設での子育てを支援する仕組み、子どもの権利が侵害されたときの相談及び救済の仕組み、状況の変化に対応することができるように具体的な施策と実践を検証し、修正する仕組みも必要です。

筑紫野市は人権と平和を尊重するまちであり、児童の権利に関する条約に示された子どもの権利も尊重されるまちでなければなりません。

私たちは、子どもの権利を尊重することが、未来を担う子どもの生きる力を育み、子どもと大人が共につくる豊かで平和な地域社会の形成につながるという考えを基に、この条例を制定します。

【解説】

条例には、趣旨や制定の背景、基本理念などを明確にするため、前文をおく場合があります。

筑紫野市子ども条例においても前文をおき、子ども条例における子ども観や、今の子どもにとって必要なもの、子どもへの関わり方や子どもの周りの大人への支援の必要性など、条例の骨格となる考え方などについて説明しています。

子ども条例における子ども観について

前文では、まず、子ども条例における子ども観を示しています。

子どもは、一人の人間として今を生きている存在です。人が人として生きていくために必要不可欠な様々な権利のことを基本的人権といい、日本国憲法において、人は生まれながらにしてこの基本的人権を有するものとされています。子どもも、一人の人間として、基本的人権を享有しています。

また、子どもは次世代を担う存在でもあります。私たちの社会は、世代を越えてお互いが支えあう事によって成り立っています。そして、次の世代を担うのは、今の子どもたちです。私たちは、この社会を維持していくためにも、次の世代を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう、支援していく必要があります。

一方で、子どもは、未だ成長・発達の途上にある存在でもあります。子どもは、自らの力だけで、自分の権利を守る事はできません。この為、子どもは、いわば、保護の対象としてもとらえることができます。

筑紫野市子ども条例では、これら3つの特性の全てを同時に併せ持つものとしてとらえています。

今の子どもに必要なものについて

次に、前文では、今の子どもに必要なものとして、子どもの権利が尊重されることをあげています。そして、子どもの権利が尊重されることが、子どもの生きる力を高めることにもつながっていくとしています。

生きる力とは、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性などを表すものです。そして、この生きる力を高める為には、子どもの最善の利益が考えられなければならないということを示しています。

また、子どもの権利が尊重されることによって、自分が大切にされていることを実感することにもつながるとしています。この自分が大切にされていることを実感することは、後述する自尊感情を育むことにもつながっていくと考えられます。

子どもへの関わり方について

次に、子どもの周りにはいる大人たちの、子どもへの関わり方について示しています。

子どもに関わる際には、「子どもの最善の利益」、すなわち「子どもにとって何が一番良いことなのか」ということについて考えられることが何よりも大切です。そして、この子どもの最善の利益については、子どもに対して一方的に押し付けるものではなく、子どもとともに一緒に考えていく姿勢が必要となります。

なお、いわゆる過保護や過干渉、あるいは放任などといった関わり方は、子どもの最善の利益にそぐいません。

子どもへの関わり方としては、先に示した子ども観にあるように、一人の人間として子どもの意見を尊重し、未だ子どもの力量が十分でない部分については適切な指導や助言を行うなどして支援し、子どもの育ちにつながるよう子ども自身に行動させることが理想的であると考えます。

一方で、子どもの最善の利益を考えた場合、時として、それは子ども自身の想いとはそぐわないものになるかもしれません。その時、子どもの気持ちを受け止め、子どもが納得できるように十分な説明を行う必要があります。

子どもの周りの大人たちへの支援

次に、子どもだけでなく、子どもの周りの大人たちへの支援の必要性を掲げています。


今、子どもを取り巻く環境については、非常に複雑化、又は多様化しており、家庭の中だけで問題を解決することが難しい場合もあります。子育て中の家庭が困難な状況にあることを踏まえ、社会全体で子どもや子育て家庭を支援することが必要となっています。

また、子どもは家庭で育み、学校で学び、地域で育つとも言われます。

子どもについては、当然、親（父母又は法定の保護者）がその第一義的責任を負うものとなりますが、子どもは親だけによって育てられるものではありません。子どもの生きる力は、親だけでなく、周りの多種多様な大人たちとの関わりによって育まれていくものです。

子どもの健やかな育ちの為には、親についてはもちろんのことですが、学校や地域などの大人についても支援される必要があると考えられます。

筑紫野市の人権に関する取り組みについて

私たちが暮らす社会には部落差別をはじめとする様々な差別が存在しています。 

みんなそのような社会を変えていくために、筑紫野市は1995年（平成7年）6月5日に人権都市を宣言し、同年12月28日に筑紫野市人権都市宣言に関する条例を制定しました。

その後、筑紫野市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「筑紫野市人権都市宣言に関する条例」に基づき、すべての市民の人権が等しく保障される地域社会の実現に向けて、平成19年8月「筑紫野市人権施策基本指針」を策定し、また、この指針に基づいた「筑紫野市人権施策実施計画」を平成20年8月に策定するなど、行政総体での具体的な取り組みを展開してきたところです。

このように、筑紫野市がこれまで人権に関する取り組みを進めてきた経過を踏まえ、児童の権利に関する条約に示された子どもの権利についても尊重されるまちを目指すことを表明しています。

子ども条例が目指すものについて

前文のまとめとして、前述の「今の子どもに必要なものについて」で解説したとおり、子どもの権利を尊重することが子どもの生きる力を育むことにつながることをあらためて示しています。

また、子どももこのまちを形作る主体であることを指摘した上で、子どもにとって安全で安心な社会は誰にとっても安全で安心な社会であるとの認識の下に、住みよいまちづくりを目指すことを示しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもが自らの意志で成長・発達をすること（以下「子育て」という。）の大切さを明確にするとともに、子どもの権利を保障するために子育て及び子育てを支援する仕組みと取組を明らかにすることにより、子どもが自分も他人も大切にし、いきいきと過ごすことができるまちの実現を目的とする。

【解説】

筑紫野市子ども条例は、子どもにとっても住みよいまちをつくることを目的としています。その為には、周りの大人たちはもちろんのこと、子ども自身も、お互いの権利を大切にしていける必要があります。

なお、この条文では、この条例が親の子育てを支援するという趣旨にとどまらず、子どもの育ちについても支援する必要があることを掲げています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、通勤する者、通学する者その他市内で活動する個人をいう。
- (2) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (3) 親 子どもの父母又は法定の保護者をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが使用する施設をいう。
- (5) 事業者 市内において営利又は非営利を問わず事業を行うものをいう。
- (6) 権利 児童の権利に関する条約において認められる権利をいう。

【解説】

「子ども」の定義としては、様々な意見があり、法律によってそれぞれ定義が異なるところではありますが、児童福祉法や児童の権利に関する条約が18歳未満を対象としていることを踏まえ、この条例においては「18歳未満」としています。

「親」については、共働き世帯、ひとり親家庭など、多様な形態の家庭が存在することに留意し、「親又は法定の保護者」としています。

「育ち学ぶ施設」は、設置者の公私を問いません。

「児童福祉法に規定する児童福祉施設」としては、主に保育所や児童センターなどを想定しています。

「学校教育法に規定する学校」としては、主に幼稚園、小学校及び中学校などの学校を想定しています。

「その他子どもが使用する施設」としては、主としていわゆる届出保育施設、放課後児童クラブ（学童保育所）、生涯学習センターなどを想定しています。

なお、筑紫野市子ども条例における権利とは、児童の権利に関する条約において認められる権利のことをさすものとしています。児童の権利に関する条約は、1989年に国連で採択され、現在世界中のほとんどの国と地域が批准しています。わが国においても1994年に同条約に批准しています。

（基本理念）

第3条 子どもの権利を尊重し、並びに子育て及び子育てを支えるまちづくりは、次に掲げる基本理念にのっとり進められなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益が第一に考えられること。
- (2) 子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されること。
- (3) 子どもの自尊感情が育まれるよう配慮されること。
- (4) 子どもの成長・発達に応じた支援がなされること。
- (5) 子どもと大人との信頼関係を基に地域社会全体で推進されること。

【解説】

第3条では、子ども条例の基本理念について次のように説明しています。

子どもの最善の利益について

「子どもの最善の利益が第一に考えられること」とは、「子どもに関係することを決めるときには、その子どもにとって、何が一番大切なことなのかということが考えられなければならない」ということです。この「子どもの最善の利益」は、子ども条例を運用する上で最も重要な基本原則となります。

権利の主体について

子どもも一人の人間として尊重されるべき存在であることを示しています。

また、「一人ひとりが」と表現することにより、子どもを紋切型態度で「今の子

どもたち」などとして捉えるのではなく、一人ひとりの個別の状況に応じて、その子にとっての最善の利益が考えられなければならないことを示しています。

子どもの自尊感情について

自尊感情とは、英語では「セルフ・エスティーム (self-esteem)」と表現され、自己に対する評価感情で、自分自身を基本的に価値あるものとする感覚のことを意味します。これは、傲慢さや、自惚れ、驕りなどを意味するものではありません。

具体的には、自分には良いところがある、自分に自信をもち、夢や希望をもっているなどの気持ちをもつこと、広い視野に立ち、郷土に誇りと愛情をもつことなどです。自尊感情は、自己肯定感とも言い替えられます。

一般に、自然体験や交流体験、社会体験などの体験活動が豊富な子どもは自尊感情が高い傾向にあり、自尊感情の高い子どもは精神的に安定し、何事にも意欲的で前向きに生きようとする傾向にあると言われています。

成長・発達に応じた支援について

筑紫野市子ども条例では、18歳未満の市民を全て子どもとしています。子どもへの関わり方についても、新生児への関わり方、乳幼児への関わり方、小学生への関わり方、中学・高校生への関わり方は、当然ながら、それぞれに異なるものとなります。

また、同じ年齢でも子どもの成長・発達の早さについてはそれぞれ個人差があることから、子ども一人ひとりの成長・発達の度合いに応じて支援が考えられるべきであるということを示しています。

子どもと大人との信頼関係を基に地域社会全体で推進されることについて

この子ども条例は、子どもにとって住みよいまちをつくることを目的としています。これは、市のみで、あるいは家庭のみで実現することはできません。関係機関・団体はもちろんのこと、筑紫野市に住む一人ひとりの市民の方々の協力なくしては、子どもにやさしいまちづくりを行うことはできません。

この為、この子ども条例において掲げている様々な取り組みについては、「地域社会全体で推進される」必要があることを示しています。

(親等の責務及び役割)

第4条 親は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任を有する者として子どもの権利を尊重し、並びに子どもの個々の状況に応じた支援及び指導に努めなければならない。

-
- 2 市は、子どもの権利の保障及び子育て支援のための計画を策定し、及び推進するとともに、国及び他の地方公共団体、育ち学ぶ施設等と連携することにより、子どもの権利が保障されるように努めるものとする。
 - 3 育ち学ぶ施設の設置者若しくは管理者又は職員（以下「育ち学ぶ施設の関係者」という。）においては、子どもの権利を尊重し、家庭及び地域と協力するとともに、子どもが自ら進んで学ぶことにより、成長・発達をしていくことができるよう支援及び指導に努めるものとする。
 - 4 市民及び市内で活動を行う団体又は事業者は、子どもの権利を尊重し、地域活動等を通して子育て及び子育ての支援に努めるものとする。

【解説】

子どもにとって住みよいまちをつくっていくには、子どもに関わる全ての人が、それぞれの立場から取り組みを進める必要があります。

第4条では、親、市、育ち学ぶ施設、市民及び筑紫野市で活動を行う団体や事業者がそれぞれ取り組むべき内容について規定しています。

その中でも、親については、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任を有する者としており、最も重要な責務を負うものとしています。

なお、児童の権利に関する条約においては、締結国は親の指示・指導権を尊重すべきであるとして義務付けがなされているところですが、これは子どもの権利を保障している場合に限られており、親が子どもに対して指示・指導権がつねに尊重されるわけではないとも規定されています。

この児童の権利に関する条約の規定を受け、筑紫野市子ども条例においても、親の第一義的責任については、あらゆる場合において最優先されるものではないと解釈されるものとします。具体的には、児童虐待等の事例など、親の意思に反して子どもの安全の確保が図られる場合があります。

なお、親については、児童の権利に関する条約において「児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有する」ものとして規定されています（条約第18条第1項）。子ども条例においても、子どもについては、父母が共同の責任を有するものとして解釈されるものとします。

第2章 人間として大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第5条 この章に規定する権利は、子どもにとってとりわけ大切なものとして特に保障されなければならない。

2 権利は、すべての子どもが有するものであり、権利の行使に当たっては、子どもの状況に応じて、必要な支援がなされなければならない。

【解説】

第2章では、社会全体で保障すべき子どもの権利の中でも、特に大切なものについて掲げています。

なお、成長と発達の途上にある子どもにとっては、自分の力だけでこの権利を行使する事が難しい場合もあります。子どもは、その成長・発達の段階に応じて大人からの支援や保護を受けながら、自らの意志で行動し、その成功も失敗も見守られなければなりません。

また、障害のある子どもやひとり親家庭の子どもなどへの支援については、より配慮が必要です。この為、本条第2項において「子どもの状況に応じて必要な支援がなされなければならない」として規定しています。

(生きる権利)

第6条 子どもは、生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 生命が守られること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 健康に配慮され、休息及び適切な医療が保障され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (4) 平和及び安全な環境の中で生活ができること。

【解説】

第6条では、生きる権利を掲げています。

子どもは、大人と同じく一人の人間として生きる権利を持っています。

この生きる権利とは、単純にその生命活動が維持されることのみを意味するものではありません。

子ども期は成長・発達が特に著しい非常に重要な時期であり、子ども期における経験はその後の人格に大きな影響を及ぼします。

子どもの生きる権利の保障にあたっては、子どもだからこそ特に大事にすべきことがあります。その中でも、第2号に掲げた「愛情及び理解をもって育まれること」は、特に必要不可欠な内容であると考えられます。

(育つ権利)

第7条 子どもは、育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 自分にとってふさわしいやり方で学ぶこと。
- (2) 自分に役立つ情報を知ること。
- (3) さまざまな文化、芸術及びスポーツに触れ楽しむこと。
- (4) 年齢及び活動意欲に応じて安心して遊ぶこと。
- (5) プライバシーが尊重されること。
- (6) 自分の考えを持つこと。
- (7) 個性及び他者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (8) 適切な指導及び助言を受けること。

【解説】

第7条では、育つ権利を掲げています。

育つ権利については、子どもの自主性をまず念頭において保障されるべきものと考えられます。

第1号にいう「ふさわしいやり方で学ぶ」とは、具体的な勉強の方法ではなく、学校教育のみをさすものでもありません。子どもが自らの成長と発達の為に、いつ、何を、どのように学ぶかは、子どもの自発的な意思に基づき、自己に適した手段・方法が選ばれるべきという、生涯学習的な考え方を意味しています。

第5号にいう「プライバシー」とは、自己に関する情報をコントロールする権利だけでなく、例えば、「一人で安心して過ごすことが出来る時間」など、他者から侵害されることのない私生活に関して尊重されることについても含まれています。

第8号においては、「適切な指導及び助言を受けること。」を掲げています。これは、子どもが正しく権利を行使できるように成長・発達すること自体も子どもの権利であり、この権利が保障されるためには、大人による助言・指導が必要であるとの考え方によるものです。

(参加する権利)

第8条 子どもは、参加する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 自己表現又は自分に関することの見解が尊重されること。
- (2) 子どもに関わる施設の運営に子どもの意見が生かされる機会があること。
- (3) 子どもであることにより、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 仲間を作り、仲間と集うこと。
- (5) 社会に参加し、又は参画する機会があること。

【解説】

第8条では、参加する権利を掲げています。

人は、他の人や社会との関わりをなくして生きることはできません。意見を表明し、それが尊重され、社会に積極的に参加し、人と出会い、関わり、支援される経験を成長期にもつことで、大人に成長した時、より豊かで、思いやりのある人間になることができると思います。

第1号には「自分に関することの見解が尊重される」とありますが、これは、子どもが望むことを、全てそのとおりに実行するというものではありません。子どもの言う事に対して真摯に耳を傾ける態度が必要であるということです。また、この時、子どもの意見を軽視したり、無視したりするのではなく、どうしてそのような意見をもつようになったのか、それに至るまでの考え方や状況などを思いやることも必要です。

子どもの参加する権利については、子どもは大人とともに、まちづくりのパートナーであるとの趣旨によるものです。第5号においては、単なるイベント等への参加だけでなく、事業・政策などの企画・計画段階から関わっていくという「参画する機会」についても掲げるものとなっています。

(守られる権利)

第9条 子どもは、守られる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 身体的、精神的又は性的暴力を受け、又は放置されないこと。
- (2) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (3) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (4) あらゆる搾取から守られること。

【解説】

第9条では、守られる権利を掲げています。

未だ成長と発達の上にある子どもにとっては、自らの権利が侵害された時、自分の力だけで問題を解決する事が難しいこともあります。この為、子どもは特別に守られるべき存在でもあるということをここでは掲げています。

第4号にある「あらゆる搾取」に関しては、児童の権利に関する条約においては、「経済的な搾取から保護（条約第32条）」、「あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から保護（条約第34条）」などと例示された上で、あらためて条約第36条において「いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する」とされており、筑紫野市子ども条例においてもこの解釈を踏襲するものです。

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子ども施策の行動計画と推進)

第10条 市は、子どもの権利の保障及び子育て支援等の子どもに関する施策（以下「子ども施策」という。）の推進に当たって、必要な対策を講じるよう努めるものとする。

2 市は、子どもの権利の保障に関わる市民の活動を支援し、及び連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、子ども施策の推進に当たって総合的かつ計画的に図られるための行動計画を策定しなければならない。

4 市は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民及び第23条に規定する筑紫野市次世代育成支援対策地域協議会の意見を聴くよう努めるものとする。

5 市は、行動計画を推進するため、必要な体制の整備を図らなければならない。

【解説】

第3章では、第2章において掲げた子どもの権利の保障や、子育て支援の為の具体的な取り組みについて示しています。

第10条では、目標の設定、行動計画の策定と行動計画の推進体制づくりなどの総合調整について市が行うべき内容を示しています。

第10条に掲げる市が策定する計画については、附則の経過措置において規定しているとおり、当面の間は次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を想定しています。なお、同法が失効した後は、この条例を根拠とし、5年を1期とする子ども施策に関する行動計画を策定していく事になります。

(子どもの権利に関する広報、学習及び研修)

第11条 市は、子どもの権利について市民の理解を深めるため、適切な手段によりその広報に努めるものとする。

2 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう必要な教育環境の整備に努めるものとする。

3 市は、人権施策及び人権教育の中に子どもの権利の内容を位置づけるものとする。

4 市は、育ち学ぶ施設の関係者、医師又は保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するよう努めるものとする。

5 市は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援するよう努めるものとする。

【解説】

子ども条例の目的が達成される為には、家庭、学校、地域社会などそれぞれの場所で、子どもがいる、いないに関わらず、市民の方々一人ひとりの理解が必要となります。

この為、第11条では、子どもの権利に関する啓発を初め、学習や研修の場づくりについて示しています。

(子どもの参加)

第12条 市は、子どもがまちづくり等に意見を表明し、又は参加する機会を提供するよう努めるものとする。

2 市は、子どもが地域における活動に参加する機会を促進するよう、その方策の普及に努めるものとする。

3 育ち学ぶ施設の設置者又は管理者は、子ども、親、職員その他の関係者が参加し、意見を述べあう機会を提供するよう努めるものとする。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの自治的な活動を奨励し、及び支援するよう努めるものとする。

【解説】

第8条において子どもの参加する権利について掲げていますが、第12条では、その権利を保障するにあたって、子どもに関わる人々が行っていくべきことを掲げています。

私たちが住む筑紫野市は、当然ながら大人だけではなく、多くの子どもが住んでいます。

このため、まちづくりを考えるときには、大人だけの意見だけではなく、筑紫野市の次世代を担う子どもの意見も反映させる方が、多面的でよりよいまちづくりにつながるものと考えられます。

また、この際、参加の場や機会を単なる一過性のイベントとして終わらせるのではなく、そこで出された意見が尊重されていく仕組みをつくり、子どもの意見が尊重されているのだと実感していくことが望ましいものと考えられます。

(居場所づくり及び地域の支援)

- 第13条** 市及び市民は、子どもが安全で安心することができる環境の中で、子ども自身が受け入れられ、主体性が育まれる居場所づくりに努めるものとする。
- 2 市は、居場所についての考え方の普及及び居場所の充実に努めるものとする。
 - 3 市は、居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。
 - 4 市及び市民は、子ども同士の交流及び居場所づくりに当たって、障害がある場合等の特別な事情がある子どもに対して必要な情報が得られるよう配慮に努めるものとする。

【解説】

第13条では、第6条にある生きる権利や、第7条にある育つ権利を保障するための子どもの居場所について掲げています。

居場所としては、例えば、公園、公民館、コミュニティセンターなどの施設もありますが、子ども条例にいう居場所とは、これらの施設のみを意味するものではありません。

第1項に規定するように「子どもが安全で安心することができる環境の中で、子ども自身が受け入れられ、主体性が育まれる」必要があります。

この施策は、あくまで子どもの自主性を第一に考えて実施することが大切であり、行政からの「押し付け」により行うべきではありません。市の役割は、居場所に関わる子どもや、自主的に居場所に関する活動を行う市民などを支援する事が大切であると考えます。

(子育て支援)

- 第14条** 育ち学ぶ施設の関係者及び保健、医療、児童福祉等の関係者は、子どもの親に対し、子どもの養育に必要な説明を行うことができる。この場合において、関係者は、子どもの最善の利益を損なわないよう努めなければならない。
- 2 市は、子どもの養育に関し、その家庭の状況に応じて必要と認められる支援を行うよう努めるものとする。
 - 3 市は、乳幼児を育てる親同士の交流の機会を十分に保障し、及び子育てに関する情報の提供に努めるものとする。
 - 4 市は、子育て支援を行う団体又は自主的な親同士の交流を行う団体等の活動について支援を行うよう努めるものとする。
 - 5 事業者は、市民が安心してその子どもを養育することができるよう配慮に努める

ものとする。

【解説】

子どもが健やかに育つためには、子どもの第一義的責任者である親について支援される必要があります。

第14条では、いわゆる子育て支援のうち、特に次の内容について示しています。第1項では、特に育児相談を想定しています。「子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて」とは、具体的には、「児童虐待による被害を受け、保護されている児童の居場所について聞かれた場合」などが考えられます。

第2項では、子育て家庭に対する各種手当、就学費等に関する各種補助、その他、保育所、一時保育、健康診断、新生児家庭への訪問相談、子育てサロン等の各種事業があります。また、家庭の状況に応じて認められる支援としては、要保護児童対策における親等への支援が必要です。なお、この項目において、市外在住の子どもに対する支援については、原則として当該居住地において行われるべきものとして考えています。

第3項では、主に子育てサロンなどの親子の交流の場づくりについて示しています。

第4項では、子育てサークルに対する支援や、託児や子育てサロンなどを開催する子育て支援団体への支援などが考えられます。

第5項における「市民」とは、事業所の従業員及びその子どもに限りません。具体的な取り組みとしては、「子育て応援の店」などの事業の活用などが考えられます。

（育ち学ぶ施設の職員への支援）

第15条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、その子どもの権利の保障が図られるよう環境の整備に努めるとともに、当該施設の職員に対して子どもの権利についての研修の機会を与えるよう努めなければならない。

- 2 前項の環境の整備に当たっては、親その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、当該施設の職員と子ども又は親との間に問題が起きたときは、お互いの信頼が回復されるように努めるものとする。

【解説】

幼稚園、保育所、小学校、中学校など、子どもは、その活動時間の大半を育ち学ぶ施設で過ごします。このため、育ち学ぶ施設の職員は、子どもの親以上に、子どもと一緒に時間を過ごす事になります。

これらの育ち学ぶ施設の職員に子どもの権利に関する理解があるか否かは、子どもの最善の利益を考える上で極めて重要なものです。職員の資質向上を図る為、職員の研修について配慮される必要があります。

（虐待からの救済）

第16条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及び当該子どもの心身の回復に努めるものとする。

2 市は、子どもの虐待の早期発見並びに虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及び当該子どもの心身の回復のために関係機関、関係団体等との連携に努めるものとする。

【解説】

児童虐待に対し、市は、迅速かつ適切に対応するよう努めます。この場合にいう救済とは、児童相談所による措置などを含みます。また、回復とは、被虐待児童と親との家族関係の再構築に向けた取り組みを意味しています。

この児童虐待は、多くの場合ひとつのことが原因ではなく、育児に関する不安や経済的な不安、精神的に不安定な状況や地域から孤立しているなど、さまざまな要因が複雑に絡み合い、引き起こされることがあります。

この為、児童虐待への対応としては、関係機関、関係団体等との連携が非常に重要なものとなります。

なお、児童虐待の原因はさまざまですが、虐待する親のほとんどは、ひとりで悩み、苦しみ続け、その結果として、子どもへの虐待を引き起こしてしまうという悲しい現状があります。また、社会の悪者として、近所や地域から見られ、敬遠されてしまうと、一層地域社会から孤立することになり、結果として虐待がエスカレートすることにもつながりかねません。虐待している親もまた同様に傷ついていることを念頭において、対応することが大切となります。

第4章 子どもの権利侵害に関する相談、救済及び回復支援

(子どもの権利救済委員の設置)

第17条 市長は、子どもの権利の侵害に対して迅速かつ適切な救済を図るとともに、当該子どもの心身の回復を支援するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として筑紫野市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を設置する。

- 2 子ども、親、育ち学ぶ施設の関係者及び市民は、救済委員に対して、子どもの権利の侵害について相談し、又は救済を求めることができる。
- 3 救済委員の定数は、3人以内とする。
- 4 救済委員は、子どもの権利に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 救済委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

【解説】

第4章においては、子どもの権利が侵害された場合、あるいは侵害されたと見なされた場合の救済に関して規定しています。

第17条では、子どもの権利侵害について真剣に考え、子どもや親を含む全ての市民がいつでも相談でき、内容によっては救済すべく動く事のできる救済機関の設置について規定しています。

第2章で掲げるように、子どもは実に様々な権利を有しており、その権利を侵害されたとき、または侵害されそうになったときには、相談や救済を求める事ができますが、子どもは「権利の侵害」という概念を理解できない場合もあり、自分の悩み・苦しみが権利の侵害にあたるのかわからず、悩み続けるケースも多く見られます。

第2項では、権利侵害からの救済を求めることができる者として、子ども以外に、「親、育ち学ぶ施設の関係者及び市民」と規定していますが、これは子ども自身による権利侵害の判断が困難な場合の対応が必要であるために定めているものです。

(救済委員の職務)

第18条 救済委員は、子どもの権利侵害について相談に応じ、当該子どもの救済及び回復のために助言を行うものとする。

- 2 救済委員は、救済を求められたとき、又は自らの発意により、必要に応じて調査、助言、調整又は勧告をすることができる。
- 3 救済委員は、救済の処理の概要を適切な方法によって救済を求めた者に通知する

ものとする。

- 4 救済委員は、勧告によってなされた対応の報告を求めることができる。
- 5 救済委員は、必要に応じ、勧告内容の公表をすることができる。
- 6 前項の勧告の公表に当たっては、救済委員全員が賛同しなければ行うことができない。

【解説】

第18条では、救済委員の職務を規定しています。

相談を受け、助言を行い、必要に応じて調査、調整、勧告を行うという一連の救済に向けての取り組みを一つの機関で引き受けることは、子どもに大きな安心感を与える事になります。

なお、子どもの権利の救済に当たっては、一方的に勧告を行うことにより、子どもを取り巻く環境を敵対的な対立関係にしてしまうことは、子どもの最善の利益にそぐいません。救済委員の職務にあたっては、まずは、子どもを取り巻く人間関係について調整する事が必要であり、何が子どもにとって最も良い事なのかを考え、関係者と共に話し合い、回復に向けた取り組みを進めていきます。

（救済委員の責務）

第19条 救済委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

- 2 救済委員は、その職務の執行に当たっては、市、県及び国の関係機関若しくは民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。
- 3 救済委員は、救済の処理の状況を、直ちに、市長に報告しなければならない。
- 4 救済委員は、その職務上の地位を政治的、営利的又は宗教的な目的に利用してはならない。
- 5 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

【解説】

第19条では、救済委員が職務を行うにあたって守るべき責務について規定しています。

なお、子どもの権利の救済に当たっては、救済委員が単独で行動するのではなく、関係機関・団体と連携を図る事が何よりも重要です。

この関係機関・団体とは、子どもに関わる各種相談事業や附属機関、児童相談所、法務局、人権擁護委員等様々なものが考えられます。

（救済委員の解嘱）

第20条 市長は、救済委員の心身の故障によりその活動ができないと判断したとき、又は救済委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くものとする。

【解説】

第20条では、救済委員の任命権者である市長の判断により、救済委員を解嘱する事ができることを規定しています。なお、「救済委員としてふさわしくない行為」とは、第19条において規定する救済委員の責務に反する事を行った場合です。

（救済委員に関する広報）

第21条 市長は、子ども、市民及び育ち学ぶ施設の関係者にこの条例の主旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもが救済委員への相談及び救済の求めを容易に行うことができるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

【解説】

第21条では、救済委員に関する制度の広報について規定しています。

（救済委員への協力）

第22条 市民及び育ち学ぶ施設の関係者は、救済委員の職務の遂行について協力するよう努めるものとする。

- 2 第18条第2項の規定による勧告を受けたものは、これを尊重し、必要な対応をするよう努めなければならない。

【解説】

救済委員から勧告を受けたものは、真摯に受け止め、必要な対応をとるよう努めなければならない。

第5章 子どもの権利の保障状況の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第23条 市長は、この条例による施策、行動計画の実施の結果及び子どもの権利の保障の状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の規定による検証は、筑紫野市次世代育成支援対策地域協議会設置条例（平成16年筑紫野市条例第19号）に規定する筑紫野市次世代育成支援対策地域協議会に対して諮問し、答申を受けることにより行うものとする。

【解説】

第5章では、子ども条例において掲げた目的に向け、第3章及び4章において規定する各施策が実施されているか検証を行うことについて規定しています。

「子どもたちがいきいきと過ごす事が出来るまちの実現」は、「筑紫野市子ども条例」を策定することによって、即座に実現されるものではありません。

「筑紫野市子ども条例」は1つの指針でもあり、筑紫野市で行われている子ども施策について、見直しを進めていくこととなります。

そして、その見直しは、市のみで考えられるのではなく、関係機関や団体、子育ての当事者である親、子ども施策の対象者である子どもたちからも意見を聴きながら、進められる必要があります。

この為、子ども施策に関する関係機関や団体等との協議の場として、附属機関を設置し、現行の子ども施策が「筑紫野市子ども条例」の趣旨に沿ったものとなっているか検証を行います。

検証については、当面の間、次世代育成支援対策推進法に基づく地域協議会に諮問することにしています。同法が失効した後は、この条例を根拠とし、関係機関及び団体や、識見を有する者、市民公募により地域協議会と同様の会議を設置する事になります。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

【解説】

第4章に規定する救済委員に関することなど、筑紫野市子ども条例において定めがないものについては、別に規則において定めるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定した筑紫野市次世代育成支援行動計画（後期計画）は、第10条第3項の規定により策定した行動計画とみなす。

【解説】

筑紫野市子ども条例については、その施行までに十分に広報・啓発を行う必要があることから、施行までに一定の時間を設けるものとしています。

子ども条例についてよくある質問

1、なぜ、子ども条例が必要なの？

まず、子どもの視点から見た場合、今日、児童虐待、いじめ、不登校や体罰など子どもの人権を侵害する多くの問題が生じています。また、薬物乱用の低年齢化、有害情報の氾濫や性の商品化といった問題など、子どもを取り巻く環境の悪化は、非常に深刻な状況となり、子どもの権利が侵害される事例が数多く見受けられます。未だ成長・発達のある家庭にある子どもにとっては、自らの力だけで権利を守り、あるいは自らの権利を主張することが難しい場合があります。このような場合、子どもの周りの大人たちは、その子どもにとって何が最も良いことなのかということを考えながら、子どもの権利を擁護していく必要があります。

次に、子どもの父母又は法定の保護者（以下、「親」と表記します）の視点から見た場合、子育てについての第一義的責任は親にあります。少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化などの下、育児に関する知識の不足や、親としての心構えの未熟さなどにより、子育てに過剰な不安感をいだいている親も少なくありません。これらの親についても、支援される必要があります。

また、子育ては親が責任をもって行うことが大前提ではありますが、次代を担う存在を育てるという視点に立てば、子育ては親だけでなく、社会全体が協力して取り組むべき課題でもあります。このため、親だけでなく、地域、企業、学校、行政等の様々な主体の協働により、子育て家庭を社会全体で支援するという「子育て支援の推進」が必要です。

一方、行政の視点から見た場合、これまでも、筑紫野市では、「筑紫野市児童育成計画」、「筑紫野市次世代育成支援行動計画（前期計画）」などの計画を策定し、子どもを取り巻く環境の整備に取り組んできましたが、これらの計画は行政に対し拘束力を持つものではありません。子ども条例を制定すると、その規程は筑紫野市内で一定の拘束力を持つこととなり、行政が策定する計画や、計画に基づき行われる各種施策・事業などは、子ども条例が明示する基本方針の下に総合化・体系化されることとなります。

以上の事を踏まえ、筑紫野市では、「子育て支援の推進」と「子どもの権利擁護」を掲げ、「子どもたちがいきいきと過ごす事が出来るまちの実現」を目指した子ども条例を定めたものです。

2、子ども条例の対象は誰？

「子どもたちがいきいきと過ごす事が出来るまちの実現」の為には、子どもに関わる全ての人が、それぞれの立場から取り組みを進める必要があります。

この為、子ども条例では、親、市、育ち学ぶ施設、市民及び筑紫野市で活動を行う団体や事業者についてそれぞれの責務及び役割を定めており、子どもに直接的に関わることがあるかどうかを問わず、これら全てについて子ども条例の対象とすることができます。

なお、子ども条例では、18歳未満の市民を子どもとして定義しています。

3、子ども条例制定までの経過は？

子ども条例制定までの経過は、概ね次のとおりです。

【平成18年度】

- ・平成18年12月議会において一般質問を受けことを受け研究に着手。

【平成19年度】

- ・市役所内の6課等（子育て支援課、学校教育課、教務課、健康推進課、生涯学習課、保育所）にて「筑紫野市子ども条例検討会」を組織し、調査研究を進める。

【平成20年度】

- ・19名の市民公募委員からなる「筑紫野市子ども条例市民委員会」を組織し、条例の基本的な考え方に関する提言をいただく。

【平成21年度】

- ・市民委員会からの提言を参考としながら、子ども条例骨子案を作成。
- ・骨子案作成後、パブリックコメント等を実施。
- ・骨子案を審議会に諮問、その答申を受け、条例案を作成。
- ・平成22年3月議会において、一部修正の上、全会一致により可決。

4、子どもに権利を認めてしまうと、濫用されることはないの？

子ども条例は、子どもの最善の利益、すなわち「何がこの子どもにとって最も良いことなのか」ということを考えることを基本的な考え方として掲げており、当然ながら子どもの権利の濫用を助長する趣旨のものではありません。

子ども条例においては、子どもたちが正しく権利行使できるように成長発達すること自体も子どもの権利であり、また、この権利が保障されるためには、大人による助言・指導が必要であるとの考え方をとっています。この為、第7条（育つ権利）第8号において、「適切な助言及び指導を受けること」について規定しています。そして、この規定は、子どもの親からの助言及び指導には限っておりません。

なお、子ども条例第4条において、「親は、子どもの養育及び発達についての第

一義的な責任を有する者として子どもの権利を尊重」するものと定めておりますが、親以外の例えば学校の先生などからの「適切な助言及び指導」についても尊重していただく必要があるものとして解釈できるようにしております。

5、子どもの権利と対になった義務はないの？

「権利」とは、もともと「ライツ (rights)」の翻訳であり、本来の「ライツ」の意味は、誰もが認める当たり前の意思やニーズを意味するものです。子どもの権利の中身としては、生きる権利、育つ権利、参加する権利、守られる権利など、どれを取ってみても当然に保障されるべき内容となっています。

「権利と義務は一体であり、権利がほしいなら義務を果たすべき」という意見もありますが、子ども条例においてはこのような考え方をとっておりません。「権利より義務、責任」という論については、社会における日常的な行動規範としての義務や責任という意味では決して誤っているものではありませんが、子ども条例の中で謳っている権利は、いわゆる基本的人権と同義のものであることから、「基本的人権と対になるべき義務」については、ないものと考えています。

あえて「権利と義務は対である」という考え方に立つ場合であれば、子どもの権利の対になるものとして考えられるものは「子どもの権利を保障する大人の義務」というものが想定されます。例えば、日本国憲法において、国民 (= 子ども) の「教育を受ける権利 (26条第1項)」と、「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務 (同条第2項)」が対になるのと同じ考えによるものです。